

韓国の租税体系

鄭, 璣鉉
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/4494593>

出版情報 : 比較社会文化研究. 16, pp.137-145, 2004-10-28. 九州大学大学院比較社会文化研究科
バージョン :
権利関係 :

韓国の租税体系

チョン 鄭
キ ヒョン 璣 鉉

1. 序 論

韓国の租税政策は歴史的に見ると、外部の要因によって大きく変遷してきた。

特に日本統治及び6.25戦争などは、韓国の租税体系と国税行政に大きな影響を及ぼしたとすることができる。本論文では、主に韓国の租税体系の歴史と現況を注意深くみることによって、税務行政構築の目標と方向を考察したい。

まず租税制度の変遷については、光復直後の租税体系と租税臨時増徴法、関税臨時増徴法を施行して莫大な戦費調達のための税金徴収に集中した6.25直後の租税体系を考察し、最近に至るまでの主要税制の流れを注意深くみた。特に1980年代については、不動産投機抑制のための税務政策を強調した。租税制度の改革に関しては、1977年に導入した付加価値税制や、1997年末の外国為替危機時租税政策とこの時期に結局失敗した金融実名制の背景を中心に説明した。租税体系については、現行の租税体系と各国税制の特性を比較説明した。

また韓国の租税負担を1970年代から最近まで国税と専売益金、地方税で区分して表し、中央政府の租税収入が国内総生産(GDP)に占める比重をみた。

合わせて直接税と間接税を年度別、税目別、国家別に区分比較してみたが、特に米国や日本は直接税の比重が高く、韓国の場合は直接税の比重が低いことを知ることができる。公平課税に関する問題点と対策などにも言及した。

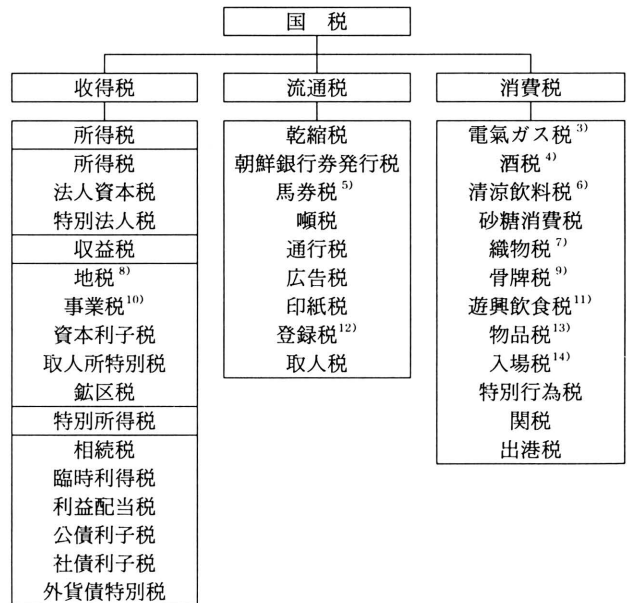
結局本論文は韓国の租税体系の過去と現在を注意深くみることで現在の問題点を発掘し、正しい先進民主税務行政へと進むためにこれに対する対策を考察することに重点をおいた。

2. 租税制度の変遷

韓国で税金という語が使われ始めたのは1894年である。この時租税の金納制が導入施行された。当時貨幣制度は銀貨本位制であり、これに合わせて金納制が採択されたのである。金納制は朝鮮時代に常平通宝を鑄造通用し、米や布を納める租税物納慣行を廃止し、「代銭」で納付したことがその嚆矢だと見られる。¹⁾

租税体系は、農業生産物を根幹とする封建的税目が主であった。地稅、戸稅、家屋稅、酒稅、煙草稅、関稅、噸稅、塩稅、鈔稅などで構成されていた。1945年解放当時の国税体系を見れば、〈図1〉のようになる。

〈図1〉 光復直後の租税体系 (1945年8月)²⁾



1) 韓国開発研究院、『韓国財政40年史〈第6巻〉』、韓国開発研究院、1991年、52頁。
2) 分類体系が取得税、流通税、消費税で構成されており、税源の前近代性を示している。現代社会の税源が所得、消費、資本であるとみれば、所得を「取得」という概念に含めていて所有所得、事業所得、勤労所得の区別が明確でない。また流通税は消費税とは独立に分類している点の特異である。財務部、『韓国税制史〈上巻〉』、財務部、1979年、197頁。
3) 1977年6月30日付加価値税、特別消費税の施行で廃止。
4) 1947年11月飲料税で統合。
5) 1962年1月1日地方税で移譲。
6) 1947年11月飲料税で統合。
7) 1954年3月31日物品税で統合

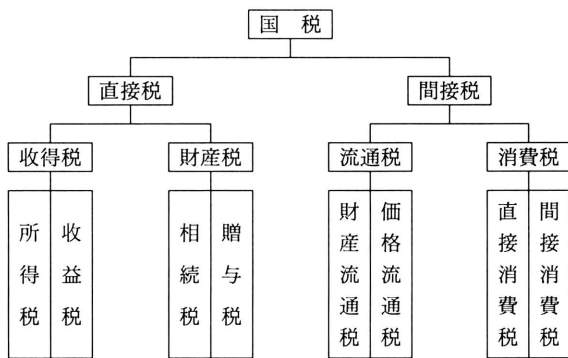
解放直後の政治社会的な混乱の中で、1948年に大韓民国の政府が樹立される時まで、米軍政は取得税に属する特別法印税、公社債利子税を撤廃して税制を簡素化した。消費税に関しても、酒税と清涼飲料税を飲料税で統一した。1946年に租税収入が歳入に占める比重は、僅か6%ほどであった。¹⁵⁾

1948年の政府樹立のとき、40年ぶりに財政の自主権を確立した。当時の税制改革は、所得税を特別所得税と一般所得税に分類し、また贈与税を新設した。

そして酒税を復活させた。8個の直接税と14個の間接税を含ませ、総税目は22個であった。

税収の歳入における比率は1948年に26.1%で、解放直後より改善された。しかし1950年の6・25戦争で、財政は戦費調達に大きく圧迫された。莫大な戦費調達のため、徴税体系は強化されなければならなかった。〈図2〉参照

〈図2〉 6・25直後の租税体系（1954年3月）¹⁶⁾



〈租税臨時増徴法〉¹⁷⁾が制定され、税政は税金をより一層徴収することに集中した。

〈関税臨時増徴法〉も施行された。

戦後回復期には、1959年にホール（Hall）を団長とする米租税顧問団が来韓し、資本蓄積の促進、消費抑制、税制の簡素化などを目標とした租税改革を建議した。これに伴い、輸出促進のため減免税措置が拡大され、間接税率の引上げは開発税制の出発を予告した。

1960年代に、教育税と自動車税が導入された。1961年の軍のクーデター後、経済開発第1次5カ年計画期間中、租税体系は大きく変わらなかった。公平な課税のため所得段階が調整され、公企業に対する減免規定が調整された。所得税、法人税、営業税など主要税目について部分的な改正があった。この時期について特記すべきことは、一般所得に対する源泉徴収制が採択された点である。

租税負担率は、1963年に対GNP8.61%に過ぎなかった。第1次経済開発計画最終年度の1966年になってはじめて租税負担率は10.93%になった。この年に資産再評価税が導入され、証券取引税も導入された。鉉税は撤廃になった。1967年には高速道路建設など、開発政策にともなう不動産投機ブームが起こり、不動産投機抑制税が導入された。

1970年代にはいり韓国経済は輸出主導の開発政策を推進することによって、高度成長期を迎えるようになる。

1971年の税制改革には、従来とは違い各界各層の幅広い意見が反映された。税制審議会を財務部に設置して学界、言論界、各経済団体など租税専門家らの意見を聞き、租税政策樹立にあたり初めて民主的な手順を踏もうと試みたのである。この年の税制改編は、企業の社内留保を通じた資本蓄積を促進して投資を誘引できるように法人税率を引き下げた。また施設拡張準備金に対する税制配慮を行い、資産再評価期間を5年から2年に短縮した。さらに海外投資促進のため、二重課税防止措置を行った。この外に低所得層の税負担軽減、総合所得税制の施行のための税負担調整及び流通税負担の適正化があった。

1970年代は重化学工業の建設による経済構造の高度化期である一方、自主国防の重要性は国防費調達の圧力を財政に加えていた。税制改革の面でも、輸出産業支援のため租税減免法が強化拡大された。特に企業の各種準備金制度に対する税制配慮が、この時期に最も強く為された。

1975年の税制改革は、従来の分類所得税制を総合所得税制にする上で大きな意味があった。年間300万ウォン以上の所得者に対して総合課税することにより、税制近代化に寄与した。特に不動産所得の世代合算課税を通じて、公平課

8) 1951年9月25日施行停止。

9) 1950年12月1日物品税で統合。

10) 1949年8月13日営業税で統合。

11) 1977年6月30日付加価値税、特別消費税の施行で廃止。

12) 1977年11月地方税で移譲。

13) 1977年6月30日付加価値税、特別消費税の施行で廃止。

14) 1977年6月30日付加価値税、特別消費税の施行で廃止。

15) 張炳淳, 韓国税政社, 善成社, 1973年, 369頁

16) 所得税：所得税（一般所得税、特別所得税）、法人税、土地取得税、収益税：営業税、鉉税、財産流通税：物品税（一部）、通行税、噸税、価格流通税：印紙税、免許税、登録税、直接消費税：遊興飲食税、立場税、間接消費税：関税、馬券税、電気ガス税、物品（一部）税、織物税、酒税。李弼雨他、『租税論』、法文士、2003年、473頁。

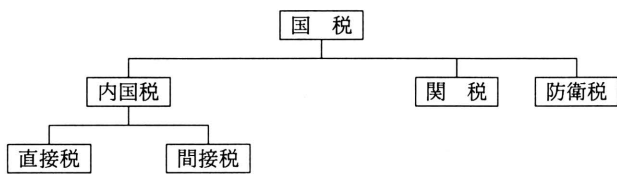
17) 臨時増徴法は各種税目の税率を引上げて、税収をふやすために制定された。所得税、酒税、地税、物品税、運行税、鉉税、遊興飲食税、入場税、電気ガス税に適用され、それら税収の5%~100%が追加的に徴収された。また1951年には、地税が撤廃され臨時土地取得税が導入施行された。1950年に総歳入（一般会計）のうち租税収入は35.4%であったが、1953年には37.6%に増加した。李弼雨他、『租税論』、法文士、2003年、474頁。

税に寄与した。

また1975年に自主国防のために防衛税が導入された。特に重要なのは1977年に、ヨーロッパ連合（European community）が導入運用している付加価値税を新設したことである。これにより従来の8個の税目（営業税、遊興飲食税、通行税、物品税、織物類税、電気ガス税、立場税）は、付加価値税と特別消費税に吸収された。

これは間接税の簡素化に寄与したと見られる。地方税については、均等割、所得割の2種類で課税になる住民税を1974年に導入した。（図3参考）

〈図3〉 開発年代の租税体系（1977年7月1日）¹⁸⁾



1979年には証券取引税が導入された¹⁹⁾

これは株式譲渡差益課税がないので、その代わりに税目とみることができる。

1980年代には開発時代の不均衡政策がもたらした所得階層間の富の格差のため、土地投機、民主化宣言など政治、社会、経済的に再度の激変があった。税制においてもこの時期には再分配と課税公平が重要になったと見られる。

1981年に教育税が導入された。この税目は'82年から'86年までの5年間、目的税として導入されたのである。1985年に、タバコ消費税が地方税として導入された。専売益金を、タバコ税に転換して自治団体の独立税源として委譲したのである。1985年には目的税である防衛税が終了になったが、90年まで延長することが決定された。'89年には勤労所得控除制度（勤労所得税額の20%限度）を導入し、勤労者の税負担を軽減するようにした。'86年には教育税を'91年まで延長運用するようにした。この年の土地関係の税目である宅地上限額、開発負担金制、土地超過利得税そして総合土地税の導入は、韓国税制の画期的な改革と見られ

る。'80年代に土地投機はより一層蔓延し、これを除去する手段として土地課税を強化しなければならなかったのである。'90年に税制は大きく変わった。'91年に終了になる教育税を永久租税として制定した。同じ年に防衛税は撤廃された。また所得税の税率段階を、従来の8段階から5段階に縮小調整した。しかし'96年に、更に4段階に縮小調整した。'90年に酒税も従来の18種の分類体系から11種に簡素され、ECとの通商摩擦によってウイスキー税率が200%から150%に引下げ調整された。1994年にはこれが120%に、1996年には100%に引き下げられ、2000年に酒税法が全面改正された。

法人税も税率が20%と34%であったのがを、'94年に18%と32%、'95年に18%と30%、'96年に16%と28%、2000年に15%と27%に調整され、接待費損費認定範囲も縮小された。また非上場株式譲渡差益に課税し、公共法人及び非営利法人に対する課税も強化して公平課税を実現しようとした。

'93年には実名制導入により明るみに出た事業者取引があり、税負担もその分増えるようになった。これを解決するための措置として零細中小事業者（年売上げ1億2千万ウォン未満）に対し、累進的な付加価値税限界税額控除制度を導入した。1996年からは限界税額控除制度が廃止され、その代わりに簡易課税制度が導入されて課税特例制度と並行して適用された。しかし2000年からは課税特例制度が廃止され、現在は簡易課税制度だけが施行されている。

1993年に金融実名制導入と共に、金融所得総合課税制度が導入された。また1996年からは所得税法が全面改編され、政府賦課決定制度から申告納付制度に変更された。1999年に租税減免規制法が租税特例制限法と名称が変更され、2001年には特別付加価値税が廃止になった。

特に1990年にはWTOのスタートで企業に対する政府の補助金など支援を規制することになり、輸出支援など税制上の支援制度が廃止された。

これまで税制改革を概括してきたが、ほとんど毎年新税が導入されてきたことがわかる。既存の税目の撤廃または課税方式の大幅な変更（税率体系調整、総合課税方式等）などを考慮すれば、その回数はさらに増える。解放後の新税の内容を整理すれば〈表1〉のようになる。

〈表1〉 解放後の新税導入の趨勢²⁰⁾

(* は地方税)

1948	1954	1954	1957	1961	1966	1967
贈与税	登録税	土地收得税	臨時土地 收得税 ²¹⁾ 資産再評価税 臨時外換特別税	都市計画税 共同施設税*	資産再評価税 証券去來税 石油類税	不動産投機 抑制税 ²²⁾

18) 直接税：所得税、法人税、相続税、再評価税、不当利得税、間接税：付加価値税、特別消費税、酒税、電話税、印紙税。1979年の租税体系では、間接税として証券取引税が追加されている。李弼雨他、『租税論』、法文士、2003年、476頁。

19) 1979年までの資料は主に次を参照した。財務部、『韓国税制史（上巻）』、財務部、1979年；韓国開発研究院、『韓国財政40年史』、韓国開発研究院、1991年。

1974	1975	1977	1982	1990	1992	1994	1999	2000
住民税*	不当利得税 防衛税 電話税*	付加税 特消税 事業所税*	教育税	土地超過利得税 等	地域 開発税*	交通税 農漁村 特別税	走行税	地方 教育税

3. 租税体系

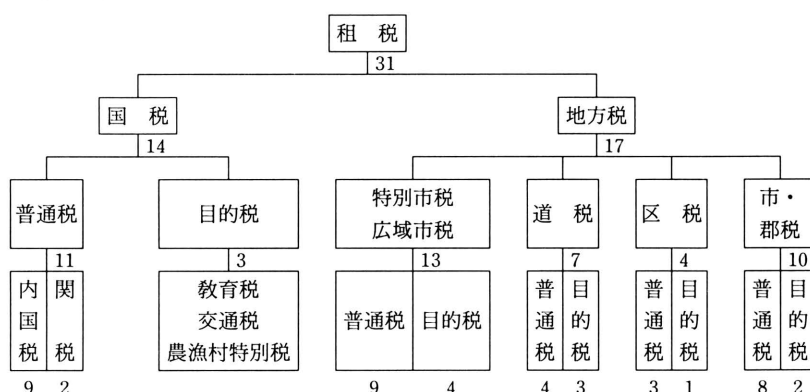
1) 租税の分類と特性

租税の分類方法にはいろいろな基準があるが、現行租税体系はまず租税を賦課、徴収する課税主体によって国税と地方税に分類し、国税を交易に対する通関手続の必要性の有無によって関税と内国税に分け、更に、内国税を法律上

の納税義務者と実際の租税負担者が一致するか、すなわち租税転嫁の有無によって直接税と間接税に区分する。また租税収入が一般的支出に充當されるかまたは特定の目的のための支出されるかによって、普通税と目的税に分類する。

次の〈図4〉は、韓国の現行租税体系を上記の方法で分類したものである。

〈図4〉 韓国の租税体系 (2003)²³⁾



このような租税体系が税収に、そして国民負担にどのよ
うに寄与しているかをみよう。

〈表2〉で見ると日本と共に韓国の税目の種類が最も多い。

〈表2〉 各国税制の特性比較²⁴⁾

国 家	税目数	税負担 (対 GNP, %)	直,間税比率 (国税基準)	税率(%) (所得税)		税率段階	個人当 GNP (ドル)
				最低	最高		
韓国	31	22.5 ('01)	47 : 53 ('01)	9	36	4	8,900 ('01)
日本	25	20.7 ('92)	74.1 : 25.9 ('92)	10	50	5	27,297 ('91)
米国	13	21.7 ('90)	91.7 : 8.3 ('90)	15	28	2	22,105 ('90)
英国	16	31.4 ('90)	58.7 : 41.3 ('90)	30	60	—	17,185 ('90)
ドイツ	22	38.6 ('90)	49.7 : 50.3 ('90)	19	53	2	23,875 ('90)
フランス	19	25.2 ('88)	39.1 : 60.9 ('90)	5	65	13 (88)	21,059 ('90)
イタリア	22	24.6 ('89)	57.2 : 42.8 ('90)	11	60 (88)	12 (88)	19,818 ('90)

20) 撤廃された税目や復活した税目は除外した。新設の重要な地方税は含む。李弼雨他、『租税論』、法文士、2003年、477頁。

21) 1960年12月30日土地税で統合。

22) 1975年1月1日所得税で統合。

23) 内国税(直接税：所得税、法人税、相続税及び贈与税、不当利得税、間接税：付加価値税、特別消費税、酒税、印紙税、証券取引税)、関税(関税、臨時輸入付加税)、特別市税、広域市税(普通税：取得税、登録税、レジャー税、住民税、自動車税、走行税、農業所得税、タバコ消費税、屠殺税、目的税：年市計画税、共同施設税、地域開発税、地方教育税)、道税(普通税：取得税、登録税、免許税、レジャー税、目的税：共同施設税、地域開発税、地方教育税)、区税(普通税：免許税、財産税、総合土地税、目的税：事業所税)、市・郡税(普通税：住民税、財産税、自動車税、走行税、農業所得税、タバコ所得税、屠殺税、総合所得税、目的税：都市計画税、事業所税)

○ 廃止になった主要税目：

— 国税：防衛税 ('90.12.31. 廃止)、土地超過利得税 ('98.12.28. 廃止)、名称改正税目

— 地方税：競争、馬券税 (1993.12.27) がレジャー税 (2001.12.29) と名称改正された。

・ 国税と関連する税法は、国税の種目と税率を定めている法律、国税基本法、及び国税徴収法、租税特例制限法、国税租税調整に関する法律、租税犯処罰法、租税犯処罰節次法である。李弼雨他、『租税論』、法文士、2003年、479頁。

韓国の租税体系

韓国の税目数は、最近導入された交通税と農特税を合わせて31個である。次が日本で25個である。イタリアとドイツが22個であり、英国は16個で、GNPの31.6%を税収で確保している。

税目数の簡素化という点では、米国は13個である。韓国は税目数は最も多いが、GNPの23%程度の税収しか確保してならず、先進税制に比べ税収能力が低い。現在税制は平率化 (flat tax rate) の趨勢を見せている。平率化は米国で最も進んでいる。所得税率が最低15%と最高28%の2段階で構成されており、最低、最高税率の間隔が最も狭い。英国やドイツは最低税率が比較的に高いことが特徴である。

最高税率も高い方である。税率段階が最も簡素化されているのは米国とドイツである。フランスとイタリアは再分配に重点をおき、累進税率適用により税率段階も多い。フランスが13段階、イタリアが12段階である。韓国と日本は、それぞれ4段階と5段階で中間水準にある。

2) 租税負担

財政の規模は、経済成長率を上まわる率で膨脹してきた。このような財政規模の膨脹は、国民の租税負担の増大を伴ったと予想できる。

〈表3〉は国民の租税負担率の変化を示している。

〈表3〉 租税負担率の変化推移²⁵⁾ (単位:10億 won)

年 度	国民総生産 (名目)	国 民 租 税 負 担				租税負担率 (%) (国民租税負担/ 国民総生産)
		合 計	国 税	専売益金	地方税	
1970	2,776.9	398.0	334.7	30.1	33.2	14.3
1975	10,135.8	1,549.8	1,255.5	135.5	158.8	15.3
1980	36,749.7	6,575.4	5,297.7	510.0	767.7	17.9
1985	78,088.4	13,531.3	11,047.4	829.0	1,654.9	17.3
1990	171,488.1	33,214.8	26,847.4	—	6,367.4	19.4
1995	348,979.3	72,090.5	56,774.5	—	15,316.0	20.7
1997	416,017.9	88,560.3	69,927.7	—	18,632.6	21.3

租税負担率の推移をみれば、1970年には14.3%であったのが1997年には21.3%になったことがわかる。

韓国の租税負担率を外国の租税負担率と比較してみれば、相対的に低い水準にとどまってきたことを発見できる。〈図5〉はいろいろな国で中央政府の租税収入が国内総生産に占める比率、すなわち租税負担率を示している。韓国

の租税負担率が低い方に属することが分かる。先進国の租税負担率が全般的に高いことは、もちろん政府がいろいろな分野で積極的な活動をしているためである。特に社会保障の分野での積極的な役割が、国民の租税負担率を高くする重要な原因になっている。

〈図5〉 中央政府の租税収入が国内総生産 (GDP) に占める比重 (1996年)²⁶⁾ (単位:%)

ブラジル	19.7	
ポルトガル	32.1	
韓 国	18.6	
シンガポール	16.2	
イギリス	33.7	
イタリア	40.7	

24) 財務部、租税制度現況、1993年3月、牛鶴正、『租税の政治経済学』、有斐閣、1990、12頁。税負担率は社会保障負担を除いている。

* 韓国の税目は国税と地方税を含んでいる。

25) 1990年度から専売益金がなくなったのは、1989年の韓国タバコ人蔘公社の発足に起因している。

統計庁、『決算概要』、各年度。

財政経済院、『財政関連統計集』、1995。

財政経済院、『租税概要』、1998。

26) 資料: World Bank, *World Development Report*, 1998/99。

フランス	38.8	
アメリカ	19.3	
ドイツ	29.4	
スウェーデン	37.2	

3) 直接税

韓国の国税体系中には、6個の直接税が存在している。1997年の中央政府租税収入の内訳は〈表4〉の通りである。直接税による、税収の比重は36.6%である。一方間接税による税収が占める比重は36.3%で、それより若干小さいことが分かる。直接税の中では、租税収入の面で所得税や法

人税が極めて大きな重要性を持っている。租税収入のうち所得税収入が占める比重は21.3%で、直接税収入の半分以上を越える水準である。法人税収入は所得税に比べてだいぶ比重が落ちるが、租税収入全体の13.5%を占めている。この2種類を除外したのこり4個の直接税による租税収入を全部合わせても、租税収入全体の1.8%を占めるに過ぎない。

〈表4〉 中央政府の租税収入内訳 (1997年度)²⁷⁾ (単位：%)

内国税 (74.6)							其 他 内国税 (1.7)	関 税 (8.3)	其 他 (17.1)
直接税 (36.6)			間接税 (36.3)						
所得税 (21.3)	法人税 (13.5)	其 他 直接税 (1.8)	付 加 価値税 (27.9)	特 別 消費税 (4.3)	酒 税 (2.6)	其 他 間接税 (1.5)			

間接税は商品や経済活動を対象に賦課されるため、租税を賦課する段階では誰がその税金を負担するようになるのか知るすべがない。したがって間接税の場合には、納税者の租税負担能力に合せて税金の額を決定することはほとんど不可能である。それに比べて直接税は、租税負担の主体に直接賦課されるという性格を持つために、納税者の経済的能力を勘案し税金の額を調整することができる。したがって租税収入全体に直接税が占める比重が小さければ、納税者の経済的能力に相応する租税負担の分配を実現するのが難しくなる。

〈図6〉を見れば当初60%に止まっていた直接税比重が1980年に32.9%まで大きく低下し、その後順次増えて、1990年代にはいり50%程度の水準に達するようになったことが分かる。1970年代に直接税の比重がより大きかったのは、1977年に導入された付加価値税の前身のひとつである営業税が、直接税に分類されたためである。付加価値税の導入とともに、元来の営業税収入が間接税である付加価値税の一部になり、間接税の比重が急激に高まる現状が生まれたのである。

〈図6〉 直接税と間接税の相対的比重 (単位：%)²⁸⁾

	直接税	間接税
1970	60.5	39.5
1975	59.9	40.1
1980	32.9	67.1
1985	36.6	63.4
1990	44.1	55.9
1995	53.8	46.2
1997	50.3	49.7

27) 財政経済部、〈租税概要〉1998年。

28) 統計庁、「主要経済指標」、各年度、財政経済部、「租税概要」、1998年。

〈図7〉は直接税と間接税の相対的比重に関する国際比較を示している。

〈図7〉 諸国家の直接税と間接税の比率(単位：%)²⁹⁾

	直接税	間接税
米 国	91.3	8.7
日 本	65.0	35.0
英 国	56.7	43.3
イ タ リ ア	54.8	45.2
韓 国	50.3	49.7
ド イ ツ	47.9	52.1
フ ラ ン ス	39.6	60.4

これを見ると、韓国が他国に比べて直接税の比重が比較的小さい方に属するということが分かる。この図に含まれている国のうち、韓国より直接税の比重が小さい国はドイツとフランスだけである。特に米国や日本のように伝統的に直接税の比重を高く維持してきた国と比較すれば、韓国の直接税の比重は低いことに注目したい。

実際に租税負担が公平に分配されているかは、どのような種類の租税がどのような方式で賦課されているかを直接観察することによってのみ知ることができる。³⁰⁾

4) 間接税

現在韓国の国税体系中には、付加価値税をはじめとして6個の間接税が存在している。

前出の〈表4〉では、1997年も中央政府の租税収入のうち間接税収入が36.3%の比重を占めており、間接税の中では付加価値税収入が2/3以上を占めている。その比重は極めて高い。付加価値税収入は中央政府の租税収入全体のうち27.9%も占め、所得税収入の比重よりもはるかに高い。³¹⁾

間接税の中で付加価値税の次に高い比重を占めているのは、特定の商品にだけ選別的に賦課される特別消費税で租税収入全体の4.3%を占めている。その次は酒税で2.6%の比重を占めている。その他の間接税は、ほとんど無視してもよいように租税収入しかもたらずことができずにいる。

政府収入の中で付加価値税のような近代的消費税が占める比重が高いことは、韓国だけの特徴ではなく、ヨーロ

パ連合(European Union)のように比較的昔から付加価値税制を採用しているところでもしばしば見られる現象である。付加価値税はほとんどあらゆる商品を賦課対象とするため、税率をただ1%ポイント上げただけでも租税収入が大幅に増えるようになる。しかも付加価値税は、納税者が税金を納めるという事実をほとんど知らない状態で徴収する税金であるゆえに、政府収入を増やそうとする時便利な手段として用いられる場合が多い。そのため収入に占める比重が高くなる傾向を、さまざまな国で観察することができる。

4. 結 論

租税政策、特に租税体系に関する政策とこれにともなう税務行政の組織に関する政策は極めて重要と考える。なによりも時代に合った租税体系の定着が急務であると考え

る。韓国の租税体系には外部からの影響が大きかった。

日帝時代には日本により租税体系が構築され、韓国の意志とは関係なく税務行政が行われた。6.25戦争後には戦費調達と復旧のため、租税臨時増徴法や関税臨時増徴法を施行して税金徴収に集中した。このような歴史をたどりながら、租税体系と税務行政組織がたびたび変更され現在に至った。まだ正しい税務行政の定着は不十分であると考え

29) 韓国は1997年度、日本は1996年度、他は1995年度の統計である。財政經濟部、“租税概要”、1998年。

30) 例えば納税者の経済的能力を勘案し課税できるという点で最も望ましい租税とすることができるのが所得税であるのに、実際に所得税制がどのように運用されているかによって、負担の様相が大きく変わることがある。但し所得税収入の比重が上がっても、公平な負担の分配に近づいたと性急に結論してはならない。例えば所得税収入の比重を高めようという意図で中下位所得階層の主要収入源である勤労所得に対する課税を強化するならば、外形上の数値が示唆するところとは正反対の結果が現れ得るのである。

31) この租税が初めて導入された1977年以来、租税収入の面で第1位を守り続けている。

まず1961年のクーデター後、経済開発5カ年計画によって急激に成長した経済は大幅な税収増をもたらしたが、その際地下経済の規模も大幅に拡大したと見られる。

問題は脱税にある。これは結局、公平課税に直接的に影響を及ぼす。

韓国で公平な租税負担の分配がなされていないのは、次のような要因があるためである。第一に地下経済が蔓延しているために、大規模に脱税が行なわれている。これは主に中、上位所得階層にいる人々の租税負担を軽くする結果をうんでいる。勤労所得は‘ガラス財布’という話があるように、ほとんどもれなく課税対象に含まれているが、事業所得の場合には課税対象から抜け落ちる部分が非常に大きいというのが事実である。利子所得や証券、不動産による資本利得など富裕層が主に得る所得に対する課税も、適切に為されないままである。

医者や弁護士のような自由職業所得者の納税額が、彼らの実際の所得に比べて少ない事は既によく知られた事実である。

第二に相続、贈与税が正しく賦課されず、富裕層はほとんど何らの税金も負担しないまま富を次代に相続させることができるという事実がある。

韓国で相続、贈与税制が運用される状況を見れば、それは結局富裕層が納付しようとする意図を持っている時だけおさめる税金であるという印象を受ける。

1993年の金融実名制実施過程でも明白になったが、韓国社会の富裕層は租税負担もせずに富を相続させてきている。難産の末にスタートした金融実名制が、1997年末の外国為替危機で有名無実化したので、相続税の納付を回避することはより一層容易になった。

以上指摘した所得税と相続、贈与税の問題点を解決すれば、韓国内国税収入全体に直接税が占める比重は自然に高くなるはずである。望ましい租税制度上の変化は、まさにこのような経路を通じて直接税の比重が高くなることである。再度強調するが、このような質的变化の側面を考慮せず、単に直接税の比重が高まるという事実だけに執着することにはなんの意味もない。

また1980年代の開発時代の不均衡政策がもたらした所得階層間の富の格差ゆえに、土地投機が非常に多くなり、社会的に大きな問題が発生した。これに対し租税政策、特に譲渡所得税や総合土地税などを強化する必要がある。

韓国の場合、先進国に比べて不動産保有時の税金は低く取引時は高い方である。これは要領の良い一部の納税義務者等の脱税の機会をうみ出しうる。

したがって長期的に見れば、取引時賦課を強化するよりは保有時の賦課を強化して、根本的に脱税を防ぐことが妥当であると考えられる。

間接税の分野では、まだ韓国は米国や日本に比べて間接税が占める比重が高い反面、直接税が占める比重は低い。低い直接税比重が韓国の租税制度の問題点の一つである事は明らかであるが、表面に現われた数値にあまりこだわることには望ましくないと考える。結局究極的に重要なのは、現行租税制度下である程度公平な負担の分配がなされているのかという点である。前述のように直接税と間接税の相対的比率が公平な負担の有無を評価するための一つの資料になるが、その比率だけを見て全体を判断することはできない。直接税の比重が高まりさえすれば、自動的に公平な負担が達成されるというわけではないことに注意しなければならない。

付加価値税は基本的に単一税率構造を持つが、すべての消費財を課税対象に含めており逆進性、すなわち所得水準が高まるほど所得のうち付加価値税を納付する比率が低くなるという特徴を示すようになる。特別消費税は、このような付加価値税の逆進性を部分的に相殺する役割を擔っている。特別消費税は貴金属、高級耐久材、高級運動器具、自動車など奢侈財の性格を持つ商品に選別的に賦課されているが、それらを消費する人々が主に中、高所得階層に分布しているため相当な累進性を持つようになる。

しかしこの特別消費税については、次のような問題点が指摘されている。まず第一はこの租税が特定の品目に選択的に適用されているゆえに、消費者の選択を相当程度攪乱しているという点である。例えばどのような商品にいつから特別消費税が賦課されるが予告されれば、その商品に対する需要が突然にふえるという現象を観察する事ができる。特別消費税の賦課は、消費者の選択を大きく攪乱するのである。

第二には、商品がもはや奢侈的とはいえないにもかかわらず、相変わらず特別消費税が賦課されていることがあるという点である。

例えば小型テレビや冷蔵庫は、韓国社会の通念上もはや奢侈財と見られないにもかかわらずそれらに特別消費税が賦課されているという事実が批判されることがある。奢侈財であった商品が必需品化することがあるので、これに伴い特別消費税の賦課対象も調整されるのは当然なことである。しかし租税当局が変化に対応するには時間がかかる上、業界の利害関係が絡まっているため、この点をめぐってたびたび問題が発生している。

終わりに韓国の租税体系を注意深くみれば、税目数が他の国に比べて多い方である。そして租税体系は複雑で難しい。このような租税体系を単純化して税率適用や計算方法などをわかりやすく改正すべきである。これが公平課税の基礎を成すと考える。また納税義務者等の知る権利に対しても積極的に対応して税務行政を透明にしなければならない

い。まだ日本に比べて情報公開部分が少ないことは事実である。結局租税体系と税務行政組織の間には、常に密接な関係がある。時代に合う租税体系と税務行政組織へと機能別に、体系的に改編して納税義務者中心の税務行政になるように最善を尽くすべきであろう。

〈参考文献〉

国税庁、『国税庁20年史』、国税庁、1986年。
 国税庁、『国税庁30年史』、国税庁、1996年。
 国税庁、『国税統計年報』、国税庁、1995年。
 国税庁、『国税統計年報』、国税庁、2003年。
 国税庁、『不動産関連税金節約ガイド』、国税庁、2003年。
 国税庁、『税金節約ガイド』、国税庁、2003年。
 金完淳、『中長期税務改編に関する研究』、経済科学審議会、1980年。
 大韓商工会議所、『課税行政の合理化方案』、大韓商工会議所、1992年。
 税制発展審議委員会、『税制発展研究報告書』、税制発展審議委員会、1990年。
 吳然天、『韓国租税論』、博英社、1992年。
 牛鶴正、『租税の政治経済学』、有斐閣、1990年。
 柳時権、『韓。日国税行政の比較平価』、韓国租税研究院、1997年。
 柳時権他、『国税行政改革方案』、韓国租税研究院、1994年。
 李弼雨他、『租税論』、法文士、2003年。
 李俊求、『財政学』、茶山出版社、2003年。
 李俊求、『微示経済学』、法文士、1998年。
 李泰魯、安慶峰、『租税法講義』、博英社、2002年。
 林周瑩、『租税支出予算制度の導入に関する研究』、1997年。
 張炳淳、『韓国税政社』、普成社、1973年。
 財務部、『韓国税制史』、財務部、1979年。
 財務部、『韓国付加価値税制史』、財務部、1990年。
 財務部、『租税制度現況』、財務部、1993年。
 財政経済院、『財政関連統計集』、財政経済院、1995年。
 財政経済院、『租税概要』、財政経済院、1996年。
 財政経済院、『租税概要』、財政経済院、1998年。
 租税博物館設置企画団、『租税史要約』、租税博物館設置企画団、2002年。
 催濬旭他、『体制転換国租税政策の分析と示唆点』、韓国租税研究院、2001年。
 統計庁、『主要経済指標』、『決算概要』、統計庁、各年度。
 韓国租税研究院、『OECD 国家の最近租税改革論議動向』、韓国租税研究院、2002年。
 韓国租税研究院、『光復後50年間の租税と金融政策の発展と政策方向』、韓国租税研究院、1995年。
 韓国租税研究院、『租税行政の適正節次と合理化に関する研究』、韓国租税研究院、1995年。
 韓国開発研究院、『韓国財政40年史』、韓国開発研究院、1991年。
 玄鎮権、『租税関連資料体系の変遷と改善方向』、韓国租税研究院、1996年。
 玄鎮権他、『21世紀を向かった先進税政の定着』、韓国租税研究院、1998年。
 日本国税庁、『国税庁40年史』、日本国税庁、1990年。
 日本国税庁、『国税庁統計年報告』、日本国税庁、1990年。
 日本国税庁、『日本に関する税制行政』、日本国税庁、1995年。
 World Bank, *World Development Report*, 1998/99。
 Feldstein, M., "On the Theory of Tax Reform," *Journal of Public Economics* 6, 1976。